

中山間集落見守り活動支援事業について

1 事業の目的

中山間地域等で事業活動を営む事業者と行政機関が連携し、住民の日常生活の異常等を早期発見する体制を整備することにより、中山間地域等で安全で安心して生活できる地域づくりを推進する。

2 事業の概要

中山間地域等で事業活動を行っている事業者、市町村及び県との間において、地域の見守り活動を行うための協定を締結する。

3 事業者・市町村・県の役割

事業者	・見守り活動（市町村と協定した活動内容について） ・通常業務の中で発見した異常等を市町村へ連絡・通報
市町村	・事業者との見守り活動内容の協議、決定 ・連絡窓口の設置、見守り範囲の設定 ・高齢者世帯への情報提供、住民への活動PR
県	・企業・市町村への制度周知 ・企業と市町村のマッチング等調整 ・県HPで協定締結状況の紹介

4 事業者について

令和7年5月20日時点で91事業者と協定を締結。

一般の家々を回ることが比較的多い事業者に、行政の目の行き届かない部分を見守ってもらう。

協定締結事業者（例）

（新聞配達業者、牛乳配達業者、移動販売業者、郵便局、保険会社、
移動理美容業者、運輸会社、LPガス販売業者 等）